



第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と目的

近年、我が国では自転車利用を促す取組が急速に進められており、平成29（2017）年5月1日に「自転車活用推進法」が施行され、政府に自転車活用推進計画の策定を義務付けるとともに、区市町村には、国や都道府県の自転車活用推進計画を勘案して区域の実情に応じた自転車活用推進計画を策定するよう努めなければならないと規定されました。

国は、平成30（2018）年6月に令和2年度までを計画期間とする「自転車活用推進計画」を、さらに令和3（2021）年5月には、持続可能な社会の実現に向けた自転車活用の推進を図るため令和7（2025）年度までを計画期間とする「第2次自転車活用推進計画（以下、「国の推進計画」という。）を閣議決定しました。

こうした中、足立区は、平成11（1999）年度に建設省（現国土交通省）から自転車利用環境整備モデル都市に選定され、都や周辺区と合わせて自転車利用に関するモデル的な取組を進めるとともに、平成16（2004）年に「足立区自転車利用環境整備計画」を、平成29（2017）年には「足立区自転車走行環境整備方針（素案）」を策定し、あわせてビューティフル・ウインドウズ運動を積極的に展開するなど、自転車利用環境の整備や防犯対策の向上に努めた結果、自転車不法投棄や盗難、自転車に関与する事故件数などの減少など一定の成果をあげてきました。しかし、新型コロナウイルス感染症が収束に向かい、社会経済活動が活発化したことにより、自転車盗難や事故件数も増加に転じるなど、今後、さらなる安全・安心に向けた自転車利用環境の整備が求められています。

区は、令和4年5月に内閣府から「SDGs 未来都市」に選定され、区民や事業者と持続可能なまちづくりに取り組むこととしています。

脱炭素化に向けた自動車から自転車への利用転換による環境面での効果のほか、経済や社会面など様々な視点からSDGs 達成に向けた自転車関連施策を展開し、持続可能な都市づくりを進めるため本計画を策定します。





2 計画の区域

計画区域は、「足立区全域」とします。

3 計画の期間

計画期間は、令和6（2024）年度から令和15（2033）年度までの10か年とします。なお、計画期間の中間年にあたる令和10（2028）年度に見直しを行います。

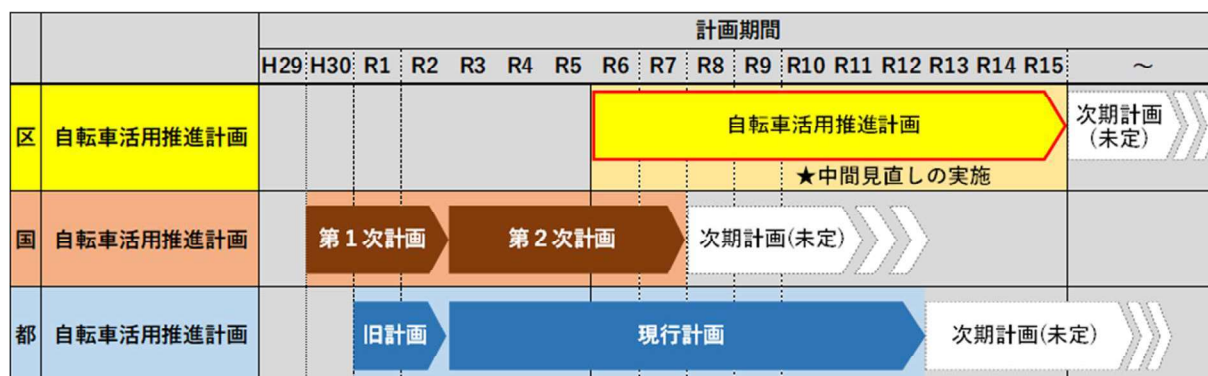


図 1.1 計画期間



4 計画の位置付け

本計画は、自転車活用推進法（平成29年5月1日施行）第11条に基づき、足立区の実情に応じて自転車活用の推進に関する施策を定めるものです。

策定にあたっては、国や都の自転車活用計画を勘案し、「足立区基本構想・基本計画」を上位計画とし、その他関連する区の各種計画等と整合・連携を図り、区の基本構想に定める「協創力でつくる 活力にあふれ 進化し続ける ひと・まち 足立」の実現に向け自転車活用の方向性を示すものとします。

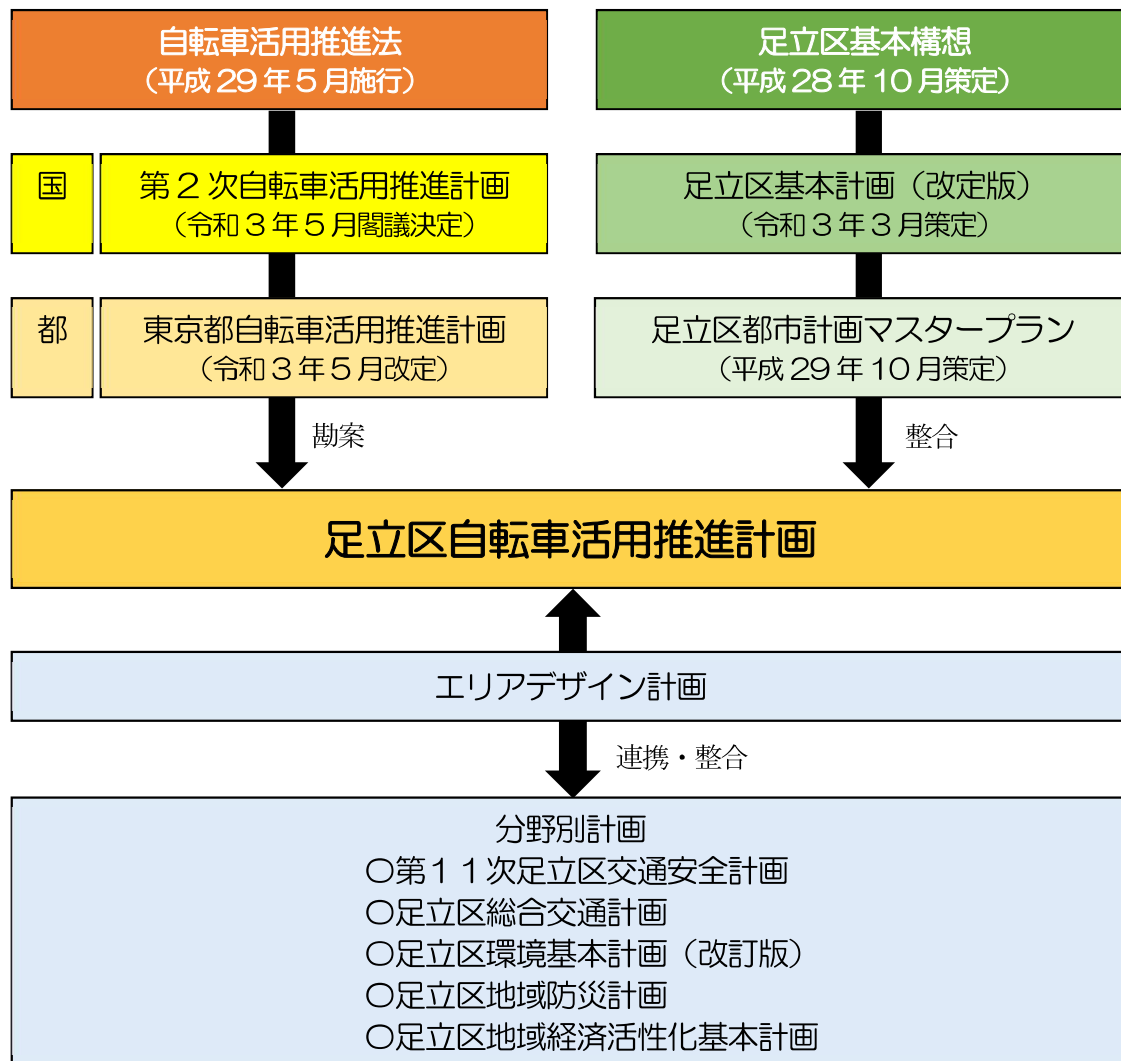


図 1.2 本計画の位置付け



5 計画の進行管理

本計画は、区の交通安全対策の基本となる「第11次足立区交通安全計画」と密接に関連することから、毎年開催される「足立区交通安全協議会幹事会」において、毎年事業実施後に指標及び事業メニューの進捗状況等を記載した評価シートを確認し、PDCAサイクルによる進行管理を行い着実に推進するとともに、適宜、指標や目標値の見直しを行っていきます。各施策の進捗状況や成果については、議会に報告するとともに区のホームページ等で公表します。





6 関連する既定計画等

(1) 国の自転車活用推進計画

国は自転車活用推進法の目的にのっとり、令和3（2021）年5月に令和7（2025）年度までを計画期間とした「第二次自転車活用推進計画」を策定しました。同計画における4つの目標は以下の通りです。

(国) 第二次自転車活用推進計画	
目標1	自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成
目標2	サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現
目標3	サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現
目標4	自転車事故のない安全で安心な社会の実現

(2) 都の自転車活用推進計画

東京都は、国の第二次自転車活用推進計画を踏まえ、令和3（2021）年5月に「東京都自転車活用推進計画（改定版）」を策定しました。

同計画では、目指すべき将来像及び4つ施策分野を以下の通り定めています。

東京都自転車活用推進計画（改定版）	
目指すべき将来像	誰もが自転車を安全・安心・快適に利用できる環境づくり
施策分野1	【環境形成】 ～様々な場面で自転車が利用される将来～
施策分野2	【健康増進】 ～自転車で心身共に充実した日常生活が送れる将来～
施策分野3	【観光振興】 ～国内外の旅行者が自転車で観光を楽しめる将来～
施策分野4	【安全・安心】 ～安全・安心に自転車が通行できる将来～

なお、上記計画の概要は資料編P72に示します。



(3) 区の関係する計画等との関連性

区の上位計画等における自転車に関する方針及び施策等について以下に示します。

主に自転車を安全・安心して利用できる環境整備（ハード面）や事故防止や被害軽減に向けた啓発活動（ソフト面）のほか、シェアサイクルによる地域活性化、環境面での効果などが記載されています。これらの内容も考慮し、本計画の施策並びに事業メニューを設定します。

なお、各計画の概要は資料編P 77に示します。

ア 足立区基本計画（改定版）

関連する記載内容
第3節 安全で、活力と魅力のあるまちづくりの推進
① 自転車ナビマークの整備や交通安全意識の普及啓発活動を推進し、誰もが安心して利用できる道路環境を整えます。
施策⑩ー2 安全に利用できる道路環境の整備
① 自転車保険加入義務化やながらスマホの禁止について周知し、ターゲットを絞った各種啓発活動を継続的に行い、特に自転車・歩行者が関与する交通事故死傷者数の減少にさらに取り組む。

イ 足立区都市計画マスタープラン

関連する記載内容
3 交通・交流拠点の整備による魅力あるまちづくり
① 連続した自転車走行環境の整備、自転車駐車場の整備と拡充
② 自転車走行空間の連続性の確保
③ 駅周辺などを優先して自転車専用通行帯や自転車ナビマークの設置
④ 回遊性を高めるため、幹線道路の自転車走行環境の整備
⑤ 自転車駐車場を安定的に確保
⑥ 自転車利用者のルール・マナー向上に向けた啓発活動と放置自転車等防止の規制強化
4 地域経済の発展を促す活力あるまちづくり
① 観光資源について周辺も含めた魅力の向上を図り、区外から来街者を呼び込み地域の活性化につなげる
5 豊かな水と緑に包まれた地球環境にやさしいまちづくり
① 徒歩や自転車、公共交通でネットワークされた自動車を使わない都市構造の集約により温室効果ガスの排出を削減
② 観光客や通勤・通学・業務交通の多い拠点を中心にコミュニティサイクルの拡充



ウ 第11次足立区交通安全計画

関連する記載内容
目標②（補完目標）
① 令和7年に「自転車利用者の交通ルール、走行マナーが良いと感じる区民の割合」を計画期間5年間の平均で32%以上にする。
3つの柱
② 自転車の安全利用の推進
主な施策
① 自転車走行環境の整備 ② 駐車・駐輪施設の整備及び拡充 ③ 交通安全教育等の推進 ④ 交通安全の普及啓発活動 ⑤ 自転車保険の加入義務化

エ 足立区総合交通計画

関連する記載内容
主な施策（自転車施策）
① 自転車走行環境整備 ② 自転車駐車場の整備 ③ サイクルアンドバスライドの普及啓発 ④ 自転車シェアリングの拡充 ⑤ 放置自転車対策 ⑥ 交通安全教育

オ 第三次足立区環境基本計画改定版

関連する記載内容
施策群1-1 エネルギーの効率的な利用
① 公共交通機関・自転車を優先的に利用した移動の促進 ② 自転車ナビマークの整備やシェアサイクルの普及促進による自転車利用の環境整備

カ 足立区地域経済活性化基本計画（改定版）

関連する記載内容
柱6 訪れたいまちにする観光施策とプロモーション
① スポーツ・文化施設等と区内に点在する資源を線で繋ぎ、シェアリングサービス等で回遊性を向上させる。